

## 東温市発注工事共通特記仕様書

1. 本工事の仕様は「愛媛県土木工事共通仕様書」によるほか、この仕様書によるものとする。尚、本仕様書以外の現場説明事項及び注意事項は仕様書の一部とみなす。
2. 受注者は工事着手に先立ち、工事施工に関連する関係機関との調整を図ること。
3. 受注者は工事施工区間中に埋設物（上下水道、地下或いは海底ケーブル）または添架物（電力線、電話線、上水道管）等が介在する場合は事前に所属の関係機関に連絡を取り、関係機関の立会を求め、第三者に損害を与えぬよう工事を施工しなければならない。なお、工事の施工につき、受注者の注意義務を怠ったことにより生じた損害については、受注者が補償を負担するものとする。
4. 受注者は工事施工中、一般通行者に対しての安全確保に万全の対策を講じなければならない。また設計に指定された交通誘導員は常駐して厳正な交通管理を行うとともに、保安設備、安全設備、使用材料、型枠の整頓等について万全の措置を講じなければならない。特に夜間照明設備、赤色灯、警戒標識類の設備配置には遺漏のないよう厳重に行い工事責任者は絶えず確認を行うものとする。なお、工事標示施設の設置については、国土交通省制定の「道路工事現場における標示施設の設置基準」及び「道路工事保安施設設置基準（案）」に準ずるものとし、愛媛県土木工事共通仕様書 1－1－1－2 第3項に定める標示板の様式は、道路工事については別紙様式 1－1、道路工事以外の工事については、別紙様式 1－2 によること。
5. 工事期間中において注意報警報が発令された場合或いはそれを予知した場合は、工事の手戻り災害の防止に万全の対策を講ずると共に市に措置を報告し、その状況を撮影しておくこと。同時に工事全般に亘り出来形を撮影し、万一災害を受けても確認できるよう措置するものとする。
6. 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、特別の事情がない限り、契約書に定める工事始期日以降30日以内としなければならない。
7. 監督員との出来形確認に係る協議が終了してから、工事検査日までの工事現場が実質的に稼動していない期間において、受注者からの申出を発注者が承諾した以降は、工事検査、臨機の対応等を行う日を除き、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。また、工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続き、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日とは、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（「工事完成検査済証」における日付）とする。
8. 本工事の提出書類の様式は、この仕様書で定めるもののほか、土木工事施工管理基準の施工管理資料の参考様式に準拠するものとする。
9. 再生資材及び建設副産物の搬出及び利用に関しては、愛媛県土木工事共通仕様書及び別添特記仕様書のほか次のとおりとする。
  - （1）受注者は、産業廃棄物処理の委託に際して、廃棄物の種類ごとにマニフェストま

たは電子マニフェストを使用し、委託した産業廃棄物が適正に処理されたかどうか確認しなければならない。また、マニフェストの交付に際しては、廃棄物処理責任者が廃棄物の種類、数量、単位、発行日等の必要事項を記載しなければならない。

(2) 受注者は、産業廃棄物が適正に処理されたことを確認したうえで、工事施工後、マニフェスト使用の場合はE票の写し、電子マニフェスト使用の場合は情報処理センターからの最終処分通知の画面印刷を提出しなければならない。ただし、工期内に最終処分が完了することが困難な場合で、発注者が認める場合においては、D票の写しまたは処分通知の画面印刷を監督員まで提出するものとし、最終処分終了後、確認出来次第、速やかにE票の写しまたは最終処分通知の画面印刷を工事の完了に関係なく提出するものとする。

1 0. 受注者は、本工事において交通整理等を行うときは、愛媛県土木工事共通仕様書 1-1-1-3 2 の定めによるほか次のとおりとする。

(1) 受注者は、下表に示す路線及び区間において交通誘導等を行うときは、警備員等の検定等に関する規則（平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号）第 2 条の表の 4 又は 5 の項の上欄の規程により、工事箇所ごとに、1 級又は 2 級検定合格警備員（以下「検定合格警備員」という。）を 1 人以上配置しなければならない。

| 路線名       | 区間     |
|-----------|--------|
| 一般国道 11 号 | 東温市の全域 |
| 県道伊予川内線   | 東温市の全域 |

(2) 受注者は、前項により検定合格警備員を配置する場合は、配置に先立ち、「検定合格警備員証明書」（別紙様式 2）に、検定合格証の写し等の資格要件を確認できる資料を添付のうえ提出しなければならない。また、検定合格警備員の配置人員、配置位置、配置期間等について監督員と協議を行わなければならない。計画に変更が生じた場合も同様とする。

(3) 受注者は、検定合格警備員を配置した場合は、工事完了時に、配置した検定合格警備員の氏名を愛媛県土木工事共通仕様書 1-1-1-3 2 に定める様式の備考欄に記入すること。

1 1. 受注者は、愛媛県土木工事共通仕様書 1-1-1-4 第 1 項に定める施工計画書を作成する場合は、同項の規定のほか次のとおりとする。

(1) 愛媛県土木工事共通仕様書 1-1-1-5 に定める工事実績データ登録機関発行の登録内容確認書の写を愛媛県土木工事共通仕様書 1-1-1-4 第 1 項（1）工事概要に含めること。

(2) 下請負契約の予定がある場合は、愛媛県土木工事共通仕様書 1-1-1-1 0 第 1 項に定める施工体制台帳及び第 2 項に定める施工体系図（施工計画書提出時に下請契約が未締結の場合は、予定を記入する。）を愛媛県土木工事共通仕様書 1-1-1-4 第 1 項（3）現場組織表に含めること。

(3) 排出ガス対策型建設機械を使用する場合は、愛媛県土木工事共通仕様書 1-1-1-4 第 1 項（4）指定機械及び（5）主要船舶・機械に記載すること。

- (4) 使用資材届を愛媛県土木工事共通仕様書 1-1-1-4 第 1 項 (6) 主要資材に含めること
  - (5) 段階確認書(施工予定表)を愛媛県土木工事共通仕様書 1-1-1-4 第 1 項 (8) 施工管理計画に含めること。
  - (6) 安全訓練に関する計画書を愛媛県土木工事共通仕様書 1-1-1-4 第 1 項 (9) 安全管理に含めること。
  - (7) 交通誘導員の配置計画を愛媛県土木工事共通仕様書 1-1-1-4 第 1 項 (11) 交通管理に含めること。
  - (8) 官公庁等への手続き(予定または写)等を愛媛県土木工事共通仕様書 1-1-1-4 第 1 項 (15) その他に含めること。
- 1 2. 工事完成図書として、愛媛県土木工事共通仕様書 3-1-1-7 第 2 項に定める電子媒体での提出のほか、1 部を紙媒体で提出する。
- 1 3. 本工事が、土木工事の監督に関する現場技術委託業務を外部委託する場合は、東温市工事請負契約書(以下「契約書」という。)及び愛媛県土木工事共通仕様書(以下「共通仕様書」という。)によるほか次のとおりとする。
- (1) 共通仕様書 3-1-1-5 第 6 項に規定している「段階確認」については、現場技術員が現場での状況を把握し、設計図書と照合した結果を監督員に報告したことをもって実施したものとする。
  - (2) 現場技術員が実施する段階確認については受注者が臨場するものとし、実施した箇所に係る現場技術員が押印した書面を、受注者は保管し検査時に提出しなければならない。
  - (3) 共通仕様書第 3-1-1-5 第 7 項の規定について、現場技術員が実施する段階確認については、必ず臨場にて行うものとし、机上としてはならない。
  - (4) 施工状況の把握とは、現場での施工管理等が適切に実施されているか施工方法が施工計画書と合致しているかなどの施工状況全般について把握することをいう。
  - (5) 現場技術員が行う施工状況の把握においては、必要に応じて臨場しなければならない。
  - (6) 本工事の工事検査時に担当する現場技術員が立ち会うことを了解しなければならない。

様式1-1 道路工事

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |  |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 0 auto; width: 80%;"> <p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">ご迷惑をおかけします</p> <p style="font-size: 2em; margin: 10px 0;">〇〇〇〇〇〇〇を</p> <p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">なおしています</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="font-size: 1.1em; margin: 0;">令和〇年〇月〇日まで</p> <p style="font-size: 1.1em; margin: 0;">時間帯 8:30~17:00</p> </div> <p style="font-size: 1.2em; margin: 10px 0; background-color: #cccccc; padding: 5px; border-radius: 10px; display: inline-block;">舗装修繕工事</p> <p style="font-size: 0.9em; margin: 5px 0;">発注者 東温市 産業建設部<br/>農林振興課<br/>電話 089-964-2001(代)</p> <p style="font-size: 0.9em; margin: 5px 0;">施工者 〇〇〇〇建設株式会社<br/>電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇</p> </div> |  |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|

(標示板の記入上の注意)

- 1 色彩は、「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文、「舗装修繕工事」等の工事種別については青地に白抜き文字とし、「〇〇〇〇をなおしています」等の工事内容、工事期間については、青色文字、その他の文字及び線は黒色、地を白色とする。
- 2 標示板に示す事項は以下のものとする。
  - (1) 工事内容  
工事の内容、目的を標示するものとする。
  - (2) 工事期間  
交通上支障を与える実際の工事期間のうち、工事終了日、工事時間帯等を標示するものとする。
  - (3) 工事種別  
工事種別（舗装修繕工事等）を標示するものとする。
  - (4) 施工主体  
施工主体及びその連絡先を標示するものとする。
  - (5) 施工業者  
施工業者及びその連絡先を標示するものとする。

上記(1)、(3)の記載例

| 工事種別         | 工事内容                  |
|--------------|-----------------------|
| 道路改良工事（現拓）   | 道路を拡幅しています（4車線化しています） |
| 道路改良工事（バイパス） | 道路を新設しています            |
| 橋梁工事         | 橋を架け替えています（設置しています）   |
| トンネル工事       | トンネルを掘っています           |
| 舗装修繕工事       | 舗装をなおしています            |
| 歩道整備工事       | 歩道をなおしています（設置しています）   |
| 電線共同溝工事      | 電線を地中化しています           |
| 植樹工事         | 植樹の管理をしています           |
| 橋梁補強工事       | 橋梁の補強を行っています          |
| 塗装塗替工事       | 歩道橋の塗装を行っています         |
| 照明灯改修工事      | 照明灯をなおしています           |
| 維持工事         | 維持補修を行っています           |

- 3 標示板の設置箇所は、工事区間の起終点の道路の左側の路面、又はそれに準ずる箇所に設置するものとする。

様式 1-2 道路工事以外の工事

|      |                                        |       |
|------|----------------------------------------|-------|
|      | 110cm                                  |       |
| 15cm | ○ ○ 工 事 中※2                            | 25cm  |
| 10cm | ○○○第○○号の○※3<br>(○)○水系○○川○○工事<br>※4     | 90cm  |
| 8cm  | 区 間   ○ ○ 市   ○ ○ 町   ○ ○              | 140cm |
| 8cm  | 期 間   令和○○年○○月○○日から<br>令和○○年○○月○○日まで   | 25cm  |
| 8cm  | 施 工   ○○○建設株式会社<br>TEL (○○○) ○○○○      |       |
| 10cm | 東温市 産業建設部 農林振興課<br>TEL 089-964-2001(代) |       |

(標示板の記入上の注意)

- 1 色彩は「○○工事中」は赤色、その他の文字及び線を青色、地を白色とする。
- 2 「○○工事中」の○○は、河川、砂防、港湾等を記入するものとする。
- 3 工事番号を記入する。
- 4 「(○)○水系○○川」は、河川名、港湾名等を記入し、「○○工事」は、河川災害復旧工事、海岸局部改良工事等の工事名を記入する。  
なお、河川名、工事名等が長い場合は、二段で記入する。
- 5 担当する課名を記入する。
- 6 標示板の設置箇所は、工事区間の起終点の一般通行人等が見易い場所に設置するものとする。

様式 2

令和      年      月      日

検定合格警備員証明書

| 検定合格者氏名 | 会社名 | 1・2級の別 | 合格証明書番号 | 配置予定日 |
|---------|-----|--------|---------|-------|
|         |     |        |         | ～     |
|         |     |        |         | ～     |
|         |     |        |         | ～     |
|         |     |        |         | ～     |
|         |     |        |         | ～     |
|         |     |        |         | ～     |
|         |     |        |         | ～     |
|         |     |        |         | ～     |
|         |     |        |         | ～     |
|         |     |        |         | ～     |
|         |     |        |         | ～     |
|         |     |        |         | ～     |

本工事における配置警備員の資格要件を確認したので報告します。

受注者又は現場代理人 \_\_\_\_\_ 印

※受注者は、本証明書に検定合格書の写し等の資格要件を確認できる資料を添付し監督員に提出すること。

# 再生資材及び建設副産物の搬出及び利用に関する特記仕様書

## 第1条 建設副産物の適正処理

建設副産物の処理にあたっては、関係法令に基づくほか、建設廃棄物処理指針(平成 22 年度版、環境省)及び建設副産物適正処理推進要綱(平成14年5月30日付け国土交通事務次官通達)」に準拠し、適正な処理に努めなければならない。

## 第2条 建設副産物の利用

受注者は、建設副産物の再利用については、適正に実施しなければならない。

2 建設副産物の品質等により利用が困難な場合は、監督員と協議しなければならない。

## 第3条 建設副産物の搬出

建設副産物の搬出については、設計図書の定めによらなければならない。

2 受入場所等との協議、現場条件の変更その他の理由により、設計図書の定めによることができない場合は、監督員と協議しなければならない。

## 第4条 再生資材及び建設発生土の利用

受注者は、次の資材の使用に際し、再生資材を使用しなければならない。ただし、再生資材の確保が困難な場合は、監督員と協議しなければならない。

| 資材名           | 規格                                    | 使用箇所                                     |
|---------------|---------------------------------------|------------------------------------------|
| 再生加熱アスファルト混合物 | 密粒度アスファルトコンクリート<br>骨材の最大粒径20mm 又は13mm | 道路舗装の表層に使用する。                            |
|               | 粗粒度アスファルトコンクリート<br>骨材の最大粒径20mm        | 中間層、基層に使用する。<br>(中間層で当分の間供用する場合には使用しない。) |
|               | アスファルト安定処理                            | アスファルト安定処理工で行う上層路盤に使用する。                 |
| 再生骨材          | 再生粒調碎石<br>(RM-25、HMS-25)              | 上層路盤工等路盤材料に使用する。                         |
|               | 再生碎石<br>(RC-40、RC-30)                 | 構造物の基礎材及び裏込材等に使用する。<br>道路の路盤に使用する。       |
|               | 再生砂                                   | 電線共同溝工事及び上下水道工事の管路埋戻し材料に使用する。            |

2 建設発生土及びその他資材の搬入にあたっては、設計図書の定めによらなければならない。  
ただし、搬入元との協議その他の理由により、設計図書の定めによることができない場合は、

監督員と協議しなければならない。

#### 第5条 再生資材の品質

受注者は、再生資材の使用に際し、舗装再生便覧((公社)日本道路協会)や、コンクリート副産物の再生利用に関する用途別品質基準等を遵守し、適正な品質を確保するため再生処理施設において、品質の確認を行わなければならない。なお、適正品質が確保できない場合は、監督員と協議するものとする。

#### 第6条 特定建設資材の分別解体等及び再資源化等

受注者は、本工事が「建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律(建設リサイクル法)」第9条に規定する対象建設工事(以下「対象建設工事」という。)の場合、同法に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずること。

#### 第7条 再生資源利用(促進)計画書及び実施書

受注者は、本工事の請負金額が100万円以上の場合、再生資材の利用及び建設副産物の発生・搬出の有無や多寡に関わらず、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成し、施工計画書に含めて提出しなければならない。

- 2 受注者は、前項の場合は、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を工事完成時に提出しなければならない。
- 3 再生資源利用(促進)計画書及び実施書は「建設副産物情報交換システム(COBRIS)」により作成するものとし、「工事登録証明書(pdf ファイル)」を工事完成時に電子成果品に含めて提出しなければならない。ただし、本工事が電子納品対象外工事の場合は、電子メール等の方法により監督員に提出しなければならない。
- 4 受注者は、再生資源利用(促進)計画書及び実施書を工事完成後1年間保存しなければならない。

#### 第8条 再生資源化等報告書

前条第2項の規定による再生資源利用(促進)実施書に次の各号に示す事項を記載し提出することをもって、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第18条第1項の規定に基づく報告とする。

- (1) 再資源化等が完了した年月日
- (2) 再資源化等をした施設の名称及び所在地
- (3) 再資源化等に要した費用

## 工事監督におけるワンデーレスポンス特記仕様書

### 第1条（適用）

本特記仕様書は、工事監督におけるワンデーレスポンス※の実施のために必要な事項について定めるものである。

※ ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。

### 第2条（実施方法）

#### (1) 受注者からの問合せ等に対する発注者の回答

- ① 監督員は、原則として「その日のうち」に受注者に回答するものとする。
- ② 即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者に確認の上、「回答予定日」を「その日のうち」に受注者に対し予告するものとする。
- ③ 予告した「回答予定日」に回答できない場合は、明らかになった時点で、速やかに新たな「回答予定日」を受注者に対し予告するものとする。

#### (2) 問合せ等及び回答の方法

受注者からの問合せ等及びそれらに対する回答については、原則として軽微なものを除き、文書によるものとするが、緊急の場合は、電話、電子メール、ファックスによることができるものとする。ただし、この場合も、事後に文書で処理するものとする。

### 第3条（工程表）

- (1) 受注者は約款第3条の工程表の提出にあたっては、関係機関との協議など、工程に影響する重要な事項について監督員と十分協議すること。
- (2) 受注者は工事実施中において、計画工程と実施工程を比較し、差違が生じた場合は、速やかに監督員へ報告すること。

### 第4条（留意事項）

- (1) ワンデーレスポンスは、工事実施中に発生する諸問題に対し、迅速な対応により効率的な監督業務を行うための取組であり、工事の監督及び検査の実施に関する取扱いや要領等を変更するものではない。
- (2) 受注者は、ワンデーレスポンス実施対象工事の効果・課題等を把握するためのアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合、調査に協力しなければならない。

## 東温市発注舗装工事特記仕様書

1. 東温市が発注する舗装工事の実施にあたっては、工事請負契約書及び東温市発注工事共通特記仕様書によるほか、本仕様書によるものとする。
2. 受注者は、東温市内の舗装工事において溶融スラグ細骨材をアスファルト混合物細骨材に使用すること。
3. 溶融スラグ細骨材を用いたアスファルト混合物は、本仕様書によるほか、「JIS A 5032 一般廃棄物、下水汚泥等又はそれらの焼却灰を溶融固化した道路用溶融スラグ」（以下「JIS A 5032」という。）「舗装設計施工指針（（公社）日本道路協会）」「舗装設計便覧（（公社）日本道路協会）」「舗装施工便覧（（公社）日本道路協会）」等の関連する指針・基準類に適合しなければならない。
4. 使用する溶融スラグは、松山市西クリーンセンター（松山市大可賀3丁目525番地6）にて製造されるものを使用するものとするが、工事施工時に当事業所から溶融スラグの供給がない場合は、施工時期の調整等を監督員と協議のうえ、やむを得ない場合は使用材料を変更するものとする。
5. 受注者は、JIS A 5032 による溶融スラグの試験結果を、工事に使用する前に監督員に提出しなければならない。
6. 溶融スラグ細骨材を用いたアスファルト混合物の配合設計は、次の点に留意し、所定の品質の材料を用い、安定性と耐久性に優れ、敷き均し、締固めなどの作業が行いやすい混合物が得られるように行わなければならない。

| 項目          | 留意事項                                                                        |
|-------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 溶融スラグ細骨材混合率 | 室内配合試験、現場配合試験を実施のうえ、4～10%の範囲で定めるものとする。なお、（再生）密粒度アスコン（13）については、質量比10%を標準とする。 |
| 配合設計        | 原則としてマーシャル安定度試験により行い、マーシャル特性値から最適アスファルト量を求めるものとする。                          |
| 耐久性         | 耐流動対策、耐はく離防止対策等が求められる場合には、所定の検討試験等を行い、適用性を評価するものとする。                        |

7. 溶融スラグには針状のものが含まれている場合があるため、運搬、施工及びアスファルト混合物の練り混ぜ時には、防塵めがね、防塵マスク、手袋等を着用し、溶融スラグの取扱いに注意しなければならない。

## 遠隔臨場試行工事特記仕様書

### 1 建設現場の遠隔臨場に関する試行工事

「建設現場の遠隔臨場に関する試行工事（以下「本試行工事」という。）」は、受注者における「段階確認等に伴う手持ち時間の削減」や発注者（監督員）における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、ウェアラブルカメラ等と Web 会議システムを介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」の遠隔臨場を行うものである。なお、遠隔臨場は、「東温市建設現場における遠隔臨場に関する試行要領」の内容に従い実施する。

### 2 試行内容

#### （１）段階確認、材料確認、立会での確認

受注者がウェアラブルカメラ等により取得した映像及び音声を、Web 会議システム等を介して確認するものである。試行内容については、受注者との協議により実施するものとする。

#### （２）機器の準備

本試行工事に要するウェアラブルカメラ等の機器は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は、監督員等と協議し決定するものとする。

#### （３）効果の検証

本試行工事を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督員等の指示による。

#### （４）費用

遠隔臨場の試行に係る費用については、変更請負契約時において技術管理費に積上げ計上する。